



施設・電気職場が危ない！

まさに山貨事故前夜の危機！



6月1日、「電気部門における線路閉鎖工事等によらない作業等を実施する場合の取扱い（試行）について」が職場に出されました。これは「2021年12月1日常磐線、双葉・浪江間において建築限界内に立入ったところ汽笛吹鳴を受け列車を停止させた事象」「2022年2月8日信越本線、越後広田構内において汽笛吹鳴を受け列車を停止させた事象」の2件における当面の対策として出されたものです。特徴的には、建築限界外作業において建築限界内への立入りの際に「かけ声・うけ声」により作業員に意識づけさせることです。

触車事故防止の手引きでは、建築限界内の作業を計画するときの保安体制の優先順位は「支社長の指定事項」であり、作業等の保安体制の優先順位の確認は「技術センター所長の任務」です。建築限界外から建築限界内に進入してしまう行為は、作業が触車事故防止の手引きを守らない状態で計画されているか、計画外作業かのいずれかです。作業の変更が生じた場合は、あらためて「支社長の指定事項」「技術センター所長の任務」を経て、保安体制を確立することが前提です。

**2件の事象を「触車事故防止違反」と認識できないのであれば
今のJR東日本における施設・電気職場は「山貨事故前夜」だ！
「山貨事故はすでに風化された」との認識に立ち、
職場の仲間やパートナー会社で働く仲間の
“いのち”を守るため議論をつくりだそう！**